

利用者支援編

1 利用申込・契約	1	6 福祉サービスの提供	12
(1) 重要事項の説明	1	(1) 入浴支援	12
(2) 契約成立時の書面交付	1	ア 心身状況に応じた入浴	12
(3) 契約支給量等の報告等	2	イ 入浴前の健康管理	12
(4) 提供拒否の禁止	2	ウ 入浴機会の確保	12
(5) 連絡調整に対する協力	2	(2) 排せつ支援	12
(6) サービス提供困難時の対応	3	ア 排せつの自立	12
2 サービスの一般原則、取扱方針	4	イ おむつの使用	12
(1) サービスの一般原則	4	ウ 排せつ環境	12
(2) サービスの取扱方針	4	エ 夜間対応	12
3 個別支援計画の作成等	5	オ 排せつ記録	12
(1) サービス管理責任者の業務	5	(3) 基本的生活の支援	13
(2) アセスメントの実施	5	7 身体的拘束等の禁止	13
(3) 原案の作成	5	8 虐待の防止	14
(4) 利用者への説明、同意、交付	6	(1) 虐待の禁止	14
(5) 計画の実施状況の把握（モニタリング）	6	(2) 虐待防止等の措置	15
(6) 計画の見直し、変更	7	(3) 虐待に係る通報	15
(7) 計画に基づく適正なサービスの確保	7	9 訓練	16
4 入所時の施設支援	8	(1) 機能訓練（療養介護）	16
(1) 新規利用者の心身の状況等の把握	8	(2) 訓練（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）	16
5 サービスの提供の記録	8	10 社会生活上の便宜の供与等	17
(1) 記録の整備・保存	8	(1) レクリエーション行事の実施	17
(2) 利用者台帳（心身の状況等の把握）	10	(2) 行政機関に対する手続等の代行	17
(3) ケース記録	10	(3) 家族との連携	17
(4) 入所時の記録	10	(4) 地域生活移行支援	17
(5) 生活の記録	10	ア 地域生活移行の検討	17
(6) 記録者	10	イ 退所支援	18
(7) 責任者の確認	10	ウ 自立生活援助	18
(8) 退所者金品の処理状況	10	11 相談及び援助	18
(9) 終結記録	11	(1) 一般生活相談	18
(10) アフターケア記録	11	(2) 入院期間中の取扱い	18

1 2 援護の実施者との連携	19
(1) 連携状況	19
(2) 報告・通知状況	19
1 3 秘密保持等	19
1 4 事故対応	20
1 5 利用者負担額	21
(1) 自立支援給付費・支給対象サービスの利用者負担額	21
(2) その他のサービスに関わる利用者負担額	21
1 6 利用者預り金等の管理状況	22
(1) 管理規程の作成	22
(2) 規程の内容と管理体制	22
(3) 現金	23
(4) 本人支給金	23
(5) 自己管理	23
1 7 遺留金品等	24
(1) 遺留金品の把握	24
(2) 援護の実施者への報告・処理	24
(3) 処理状況の記録	24
(4) 退所者金品	24
(5) 残留金品	24
1 8 食事	25
(1) 食事の提供	25
(2) 調理	26
(3) 検食	27
(4) 調理及び配膳に伴う衛生管理	27
ア 検食の保存	27
イ 調理従事者等の衛生管理	28
ウ 衛生管理体制の確立	28
(5) 集団給食施設	28
(6) 調理業務委託	29

1 9 健康管理	29
(1) 日々の健康管理	29
(2) 褥瘡予防対策	30
(3) 協力医療機関	30
(4) 生活支援員等によるたんの吸引等の行為の実施	30
2 0 衛生管理等	31
(1) 衛生管理	31
(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止	31
2 1 利用者の生活環境等の確保	33
2 2 就労・生産活動	33
(1) 就労の機会の提供（就労継続支援A型）	33
ア 雇用契約の締結等	33
イ 労働基準関係法令の遵守	34
ウ 就労の機会の提供	34
エ 賃金の支払	34
(2) 生産活動支援	35
(3) 職場への定着のための支援の実施	35
(4) 就労支援	36
(5) 収益還元・工賃支払	36
(6) 就職状況の報告	36

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 契約支給量等の報告等	1 施設等は、福祉サービスの提供に当たっては、当該福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者等に提供することを契約した福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。	1 受給者証に受給者証記載事項を記載しているか。	1 市条例第73号第59条第1項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第10条第1項） 2 市条例第75号第9条第1項	1 受給者証に受給者証記載事項を記載していない。 2 受給者証記載事項の一部が未記載である。	C B
	2 施設等は、福祉サービスの利用に係る契約を締結したとき又は受給者証記載事項に変更があった場合は、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しなければならない。	1 福祉サービスの利用契約を締結したとき又は受給者証記載事項に変更があった場合に、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。	1 市条例第73号第59条第2項、第3項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第10条第3項、第4項） 2 市条例第75号第9条第3項、第4項	1 利用契約を締結したとき又は受給者証記載事項に変更があった場合に、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に報告していない。	C
(4) 提供拒否の禁止	1 施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならない。障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。	1 正当な理由（定員に空きがない・主たる対象以外の障害者からの利用申込み・入院治療が必要な場合等）なく、福祉サービス及び施設サービスの提供を拒んでいないか。	1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第11条） 2 市条例第75号第10条	1 正当な理由なく、福祉サービスの提供を拒んでいる。	C
(5) 連絡調整に対する協力	1 施設等は、福祉サービスの利用について区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、協力するよう努めなければならない。	1 福祉サービスの利用について区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、協力するよう努めているか。	1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第12条） 2 市条例第75号第11条	1 区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6) サービス提供困難時の対応	1 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な障害福祉サービスを提供することが困難であると認める場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	1 指定障害福祉サービス事業者は、利用申込者に対し自ら必要な障害福祉サービスを提供することが困難であると認める場合は、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	1 市条例第73号第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条準用（第13条）	1 利用申込者に対し自ら必要な障害福祉サービスを提供することが困難であると認める場合に、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じていない。	C
	2 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	1 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	1 市条例第75号第12条第1項	1 利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合に、他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を講じていない。	C
	3 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら必要な便宜を供与することが困難である場合は、病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	1 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合等に、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	1 市条例第75号第12条第2項	1 利用申込者が入院治療を必要とする場合等に、適切な病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を講じていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
2 サービスの一般原則、取扱方針 (1)サービスの一般原則	1 施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して福祉サービスを提供するとともに、当該福祉サービスの効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に福祉サービスを提供しなければならない。	1 個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して福祉サービスを提供しているか。 2 個別支援計画に基づき利用者に対して提供した福祉サービスの効果について継続的な評価を実施しているか。	1 市条例第73号第3条第1項 2 市条例第75号第3条第1項	1 個別支援計画を作成していない。 1 個別支援計画に基づき提供した福祉サービスの効果について、継続的な評価を実施していない。	C C
	(2)サービスの取扱方針 1 施設等は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、福祉サービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 2 施設等の従業者は、福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。 3 施設等は、提供する福祉サービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。	1 個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を行っているか。 2 福祉サービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。 1 福祉サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しているか。 1 提供する福祉サービスの評価を行い、常に改善を図っているか。	1 市条例第73号第64条第1項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第64条第1項） 2 市条例第75号第23条第1項 1 市条例第73号第64条第2項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第64条第2項） 2 市条例第75号第23条第2項 1 市条例第73号第64条第3項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第64条第3項） 2 市条例第75号第23条第3項	1 個別支援計画に基づく支援を行っていない。 1 個別支援計画の内容が利用者間において画一的である。 1 福祉サービスの提供に当たって、必要な事項（個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等を含む）を説明していない。 1 提供する福祉サービスの質に対する自己評価を行っていない。 2 提供する福祉サービスの質に対する、第三者による外部評価の導入を図っていない。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
3 個別支援計画の作成等 (1)サービス管理責任者の業務	1 施設等の管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させなければならない。	1 サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	1 市条例第73号第65条第1項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第1項） 2 市条例第75号第24条第1項	1 サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させていない。	C
	2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等に関する業務を行わなければならない。	1 サービス管理責任者の指揮の下で、個別支援計画が作成されているか。	1 市条例第73号第65条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条） 2 市条例第75号第24条	1 サービス管理責任者の指揮の下で、個別支援計画が作成されていない。 2 個別支援計画の作成担当者はサービス管理者であることが、個別支援計画書に記載されていない。	C B
	(2)アセスメントの実施				
	1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者について、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。	1 個別支援計画を作成するに当たって、適切に利用者の希望する生活、課題等の把握（アセスメント）を行っているか。	1 市条例第73号第65条第2項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第2項） 2 市条例第75号第24条第2項	1 アセスメントを実施していない。 2 アセスメントの記録を整備していない。	C B
(3)原案の作成	2 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	1 アセスメントに当たって、面接を実施しているか。	1 市条例第73号第65条第3項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第3項） 2 市条例第75号第24条第3項	1 アセスメントに当たって、面接を実施していない。 2 面接の記録を整備していない	C <u>B</u>
	1 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、福祉サービスごとの目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。 この場合において、当該施設等が提供する福祉サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を個別支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。	1 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、福祉サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。 2 他の福祉サービス等や保健医療サービスとの連携を個別支援計画の原案に含めているか。	1 市条例第73号第65条第4項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第4項） 2 市条例第75号第24条第4項	1 利用者ごとに個別支援計画の原案を作成していない。 2 個別支援計画原案の記載内容が不十分である。 1 他の福祉サービス等や保健医療サービスとの連携を個別支援計画の原案に含めていない。	C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4)利用者への説明、同意、交付	2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者に対する福祉サービスの提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。 なお、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。	1 サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。	1 市条例第73号第65条第5項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第5項） 2 市条例第75号第24条第5項	1 個別支援計画の作成に当たって、利用者に対する担当者等を招集して行う会議を開催していない。 2 個別支援計画の原案の内容について、利用者に対する担当者等に意見を求めている。 3 会議録を作成していない。	C C B
	1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、個別支援計画の原案の内容について、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。	1 利用者又はその家族に対して、当該個別支援計画の原案の内容について説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	1 市条例第73号第65条第6項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第6項） 2 市条例第75号第24条第6項	1 個別支援計画の原案の内容を、利用者等に説明していない。 2 個別支援計画の原案の内容について、文書により同意を得ていない（同意した旨の署名を得ていない）。 3 同意の署名が利用者本人の氏名ではない（第三者である代理人又は署名の代行者の氏名である）。 4 代理人が利用者本人の氏名で同意の署名をする場合、「代理人」と明記した上で、その氏名を併記していない。 5 同意の署名を代行者が行った場合、本人からの授権の有無が不明確である。 6 個別支援計画の原案の内容について、同意を得た日が不明確である。	C C B B B B
	2 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際は、当該個別支援計画を利用者に交付しなければならない。	1 作成した個別支援計画を、利用者に交付しているか。	1 市条例第73号第65条第7項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第7項） 2 市条例第75号第24条第7項	1 作成した個別支援計画を、利用者に交付していない。	C
				1 個別支援計画のモニタリングを行っていない。	C
(5)計画の実施状況の把握（モニタリング）	1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、当該個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行わなければならない。	1 個別支援計画のモニタリングを行っているか。	1 市条例第73号第65条第8項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第8項） 2 市条例第75号第24条第8項		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6)計画の見直し、変更	2 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。	1 モニタリングに当たって、定期的に利用者に面接しているか。	1 市条例第73号第65条第9項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第9項）	1 モニタリングに当たって、定期的に利用者に面接していない。	C
		2 定期的にモニタリングを行っているか。	2 市条例第75号第24条第9項	1 定期的にモニタリングを行っていない。	C
		3 モニタリングの結果を記録しているか。		1 モニタリングの結果を記録していない。	C
	1 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、少なくとも6月に1回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上)、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。	1 個別支援計画の作成後、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行っているか。	1 市条例第73号第65条第8項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第8項）	1 個別支援計画の作成後、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行っていない。	C
		2 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、自立生活援助を提供する場合、個別支援計画の作成後、少なくとも3月に1回以上、計画の見直しを行っているか。	2 市条例第75号第24条第8項	2 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、自立生活援助を提供する場合、個別支援計画の作成後、少なくとも3月に1回以上、計画の見直しを行っていない。	C
(7)計画に基づく適正なサービス提供の確保	2 個別支援計画を変更する場合、再アセスメントの実施、原案の作成、原案の利用者等への説明及び文書による同意、計画の交付、計画の実施状況の把握などの一連の業務を行わなければならない。	1 個別支援計画を変更する場合、再アセスメントの実施、原案の作成、原案の利用者等への説明及び文書による同意、計画の交付、計画の実施状況の把握などの一連の業務を行っているか。	1 市条例第73号第65条第10項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条第10項）	1 個別支援計画を変更する場合、再アセスメントの実施等計画作成に係る一連の業務を行っていない。	C
		2 市条例第75号第24条第10項	2 市条例第75号第24条第10項		
	1 福祉サービスが提供されるに当たって、市条例等に規定される運営基準に従い、個別支援計画が作成されていない場合、所定単位数の100分の70（3月目以降は100分の50）が算定される。	1 個別支援計画が適切に作成されているか。	1 市条例第73号第65条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第65条）	1 個別支援計画が作成されていない。	C
		2 市条例等に規定される運営基準に従い、個別支援計画に係る一連の業務が適切に行われているか。	2 市条例第75号第24条第1項	2 個別支援計画の作成に遅延がある。 ※ 計画未作成状態が解消されるに至った月の前月までが減算対象期間となる。	B
			3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）第二1（10）	1 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。 ※ 不適切な状態が解消されるに至った月の前月までが減算対象期間となる。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	3 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び指定障害福祉サービス事業者がその時点での施設障害福祉サービスの利用状況を把握できるようにするため、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、サービスを提供する都度記録し、利用者から確認を受けなければならない。 4 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける利用者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者及び指定施設障害福祉サービス事業者がその時点での施設障害福祉サービスの利用状況を把握できるようにするため、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項について記録し、利用者から確認を受けなければならない。 なお、記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。 5 利用者に対する福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。 ① 個別支援計画 ② 提供したサービスに係る記録 ③ 区市町村への通知に係る記録 ④ 身体的拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び処置についての記録 6 福祉サービスの提供に関する諸記録の保存は、個人情報として、その取扱いに配慮する必要がある。	1 指定施設障害福祉サービスの提供の都度、当該指定施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 2 指定施設障害福祉サービスを提供した際の記録について、利用者から確認を受けているか。 1 指定施設障害福祉サービスを提供した際、当該指定施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 2 指定施設障害福祉サービスを提供した際の記録について、利用者から確認を受けているか。 1 個別支援計画、サービス提供の記録、その他関連する記録は整備されているか。また5年間保存されているか。 2 福祉サービスの提供に関する諸記録(利用者台帳・ケース記録・看護記録・援護の実施者との関係書類等)を個人別に綴り、5年間保存しているか。 1 福祉サービスの提供に関する諸記録の保存は、個人情報として、その取扱いに配慮しているか。	1 市条例第75号第18条第1項 1 市条例第75号第18条第3項 1 市条例第75号第18条第2項 1 市条例第75号第18条第3項 1 市条例第73号第81条第2項、第100条、第143条、第176条、第191条、第196条 準用(第81条第2項)、第157条第2項、第210条、第219条 準用(第210条) 2 市条例第75号第60条第2項 1 個人情報の保護に関する法律 2 東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年12月21日条例第113号)第27条	1 指定施設障害福祉サービスを提供したにもかかわらず、その都度、当該指定施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 2 当該指定施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項の記録が不十分である。 1 利用者から確認を受けていない。 1 指定施設障害福祉サービスを提供したにもかかわらず、当該指定施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録していない。 2 当該指定施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項の記録が不十分である。 1 利用者から確認を受けていない。 1 記録整備が不十分である。 2 5年間保存していない。 1 利用者台帳・ケース記録・看護記録・援護の実施者との関係書類等が個人別に綴じられていない。 1 保存方法が適正でない。	C B C C B C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)利用者台帳 (心身の状況等の把握)	利用者台帳は利用者の基礎となる事項を記載するものである。 ※ 利用者台帳の必要項目 ① 身体状況（ADLを含む） ② 疾病状況（既往歴等） ③ 経済的状況（年金・仕送等） ④ 家族等の状況（緊急連絡先） ⑤ 利用前の生活歴 ⑥ 利用理由（援護の実施者等からの連絡事項等）	1 利用者個々の利用者台帳を整備しているか。	1 市条例第73号第81条第2項、第100条、第143条、第176条、第191条、第196条 準用（第81条第2項）、第157条第2項、第210条、第219条 準用（第210条） 2 市条例第75号第60条第2項	1 利用者台帳を整備していない。	B
		2 利用者台帳は必要な項目を網羅しているか。	1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第16条） 2 市条例第75号第15条	1 利用者台帳に必要な項目が網羅されていない。	B
(3)ケース記録	ケース記録は、利用者の状況、サービス提供の状況等、具体的に記載されるものである。ケース記録を見ることで利用者が個別支援計画に沿ったサービスの提供を受けていたかどうか、どのように生活してきたかが誰にでも理解できる必要がある。	1 ケース記録を整備しているか。	1 市条例第73号第81条第2項、第100条、第143条、第176条、第191条、第196条 準用（第81条第2項）、第157条第2項、第210条、第219条 準用（第210条） 2 市条例第75号第60条第2項	1 ケース記録を整備していない。	C
		2 個別支援計画に則ったサービスが提供されていることが明確になっているか。		1 個別支援計画に則ったサービス提供の実施状況が明確でない。	B
		3 利用者の様子、職員の対応等が明確に記載されているか。		1 施設支援提供の状況や経過の記録、利用者の様子等の記録が不十分である。	B
(4)入所時の記録		1 入所時の状況、様子、家族との状況、利用者の施設生活に対する意識等を記録しているか。		1 入所時記録の内容が不十分である。	B
(5)生活の記録		1 個別支援計画に基づいたサービス提供が実施され、援護の状況やサービス提供の経過がわかるものとなっているか。		1 援護の状況やサービス提供の経過の記録が不十分である。	B
(6)記録者	記録の記入に関し、責任者を明確にするためにも、記録者が明示されている必要がある。	1 記録者が明確になっているか。		1 記録者が不明確で責任の所在が明らかでない。	B
(7)責任者の確認	(6)と同じ理由で、サービスに係る責任者は、定期的に記録を確認し、必要に応じて指導助言を行う必要がある。	1 責任者が定期的に確認を行い、必要に応じて指導助言を行っているか。		1 責任者が定期的に確認を行っていない。	B
				2 必要に応じて指導助言を行っていない。	B
(8)退所者金品の処理状況	利用者の金品が、退所に際して適切に処理されているかどうかを確認できるように、その処理経過を明確化する必要がある。	1 退所者金品の処理経過を記録しているか。		1 退所者金品の処理経過の記録内容が不十分である。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(9) 終結記録	利用者の退所に係る経緯と、その手続等を明確に示し、適切な退所支援・退所手続きが実施されたかどうかを示すための記録である。	1 退所日・退所理由・退所に至る経過・退所先を明確に記録しているか。 また、遺留金品、退所者金品の引き渡しをもって終結としているか。	1 市条例第73号第81条第2項、第100条、第143条、第176条、第191条、第196条 準用（第81条第2項）、第157条第2項、第210条、第219条 準用（第210条） 2 市条例第75号第60条第2項	1 退所時及び遺留金品・退所者金品の記録内容が不十分である。	B
		2 退所後に発見された金品の処理について記録しているか。		1 退所後に発見された金品の処理について記録していない。	B
		3 区市町村、措置の場合は援護の実施者（実施機関）等との連絡について記録しているか。		1 区市町村、措置の場合は援護の実施者（実施機関）等との連絡について記録していない。	B
		4 終結記録を責任者が確認しているか。		1 終結記録を責任者が確認していない。	B
(10) アフターケア記録	1 利用者が安定して地域生活を営むことができるよう、移行後においても一定期間、定期的な連絡、相談等を行う必要がある。 （自立訓練（機能訓練、生活訓練））	1 地域移行後又は就労後、利用者と定期的に連絡、相談等を行っているか。	1 市条例第73号第142条、第158条 準用（第142条）	1 地域移行後又は就労後の利用者と定期的に連絡・相談等を行っていない。	C
	2 利用者の職場定着を促進する観点から、利用者が就労した後、定着するまでの間、定期的に連絡・相談等の支援を継続しなければならない。 （就労移行支援）	1 上記のアフターケアに関する記録を個人別に備えているか。	1 市条例第73号第174条	1 上記のアフターケアに関する記録を整備していない。	B
	3 利用者の職場定着を促進する観点から、利用者が就労した後、定着するまでの間、定期的に連絡・相談等の支援の継続に努めなければならない。 （就労継続支援A型・B型）	1 上記のアフターケアに関する記録を個人別に備えているか。	1 市条例第73号第187条、第196条 準用（第187条）	1 上記のアフターケアに関する記録を整備していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
6 福祉サービスの提供					
(1)入浴支援					
ア 心身状況に応じた入浴	指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。	1 利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、一般入浴・特別浴・介助浴等、適切な方法により実施しているか。	1 市条例第75号第27条第2項	1 利用者の心身の状況や自立支援を踏まえた適切な方法で入浴を行っていない。	C
イ 入浴前の健康管理	入浴の実施に当たっては、事前に利用者の健康管理を行うよう努めなければならない。	1 事前に健康状態の確認を行っているか（体調の悪い者、じょくそう（床ずれ）のある者等の入浴については、医師又は看護師の指示を仰いでいるか）。		1 事前に健康状態をチェック（確認）していない。	B
ウ 入浴機会の確保	入浴することが困難な利用者がある場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めなければならない。	1 入浴することが困難な場合は、必要に応じて清しきを行っているか。 2 利用者の希望等を勘案して、入浴又は清しきを行っているか。		1 必要に応じて清しきを行っていない。 1 利用者の希望等を勘案して、入浴又は清しきを行っていない。	B B
(2)排せつ支援					
ア 排せつの自立	施設等は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。	1 排せつの自立に向けて、障害特性に応じたトイレの工夫、ポータブルトイレの利用、定時・随時のトイレ誘導等、適切な方法により、必要な支援を行っているか。	1 市条例第73号第69条第2項、第89条第2項 2 市条例第75号第27条第3項	1 排せつの自立に向けて、必要な支援を適切な方法で行っていない（障害特性に応じた工夫がない）。	B
イ おむつの使用	施設等は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。	1 心身及び活動状況に応じた適切なおむつを選択しているか。 2 排せつ状況を踏まえたおむつ交換を適切に行っているか。		1 適切なおむつを選択していない。 1 おむつ交換を適切に行っていない。	B C
ウ 排せつ環境		1 おむつ交換時には、衝立・カーテン等を活用しているか。 2 換気や保温に配慮しているか。		1 おむつ交換時に、プライバシーの確保がなされていない。 1 換気や保温への対応が不十分である。	C B
エ 夜間対応		1 夜間の排せつ支援、おむつ交換の回数、おむつの種類等について配慮しているか。		1 夜間の対応を適切に行っていない。	B
オ 排せつ記録		1 必要に応じ排せつの経過を個人別に記録し、排せつ状況を把握しているか。	1 市条例第73号第81条第2項、第100条準用（第81条第2項） 2 市条例第75号第60条第2項	1 必要に応じ排せつ記録を作成し、排せつ状況を把握していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 基本的生活の支援	1 施設等は、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。	1 移動介助（車いす・歩行等の確保）に対する配慮はあるか。	1 市条例第73号第69条第4項、第89条第4項	1 移動介助を行っていない。	B
		2 基本的生活の介助（食事、洗面、衣服の着脱、清掃、洗濯、身の回りの整理・整頓等）に対する配慮はあるか。	2 市条例第75号第27条第5項	1 基本的生活の介助（食事、洗面、衣服の着脱、清掃、洗濯、身の回りの整理・整頓等）を行っていない。	B
		3 寝たきりを防止するための離床対策を実施しているか。		1 離床対策を実施していない。	B
		4 起床時等は寝巻から日常着への着替えを促しているか。		1 起床時に着替えを促していない。	B
		5 理美容について配慮はあるか。		1 理美容についての配慮が不十分である。	B
		6 利用者が自炊を行う場合に適切な指導及び援助を実施しているか。		1 利用者が自炊を行う場合に適切な指導及び援助を実施していない。	C
		7 買い物等について配慮はあるか。		1 買い物の機会を確保していない。	B
	2 施設等は、利用者の使用する設備等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 衛生的な被服及び寝具を確保するよう努めているか。	1 市条例第73号第78条第1項、第97条第1項、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第97条第1項） 2 市条例第75号第48条第1項	1 衛生的な被服及び寝具を確保していない。	C
	7 身体的拘束等の禁止	1 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第37条第1項、第2項） 2 市条例第75号第51条第1項、第2項 3 平成29年3月厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」Ⅶ	1 利用者に対し身体的拘束等を行うことが適切な対応であるか、組織的に検討していない。	C
				2 利用者に対する行動制限が身体的拘束等に当たる可能性があるか、検討していない。	C
				3 身体的拘束等を行うことが「緊急やむを得ない場合」であるか検討していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
8 虐待の防止 (1)虐待の禁止	2 施設等は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について、運営規程に定めなければならない。	1 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続を、運営規程に定めているか。	1 市条例73号第74条第10号、第96条第12号、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第96条第12号） 2 市条例75号第43条第13号 3 障発第1206001号通知第四3（16）⑤ 4 障発第0126001号通知第三3（35）⑧	1 施設等において、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について、運営規程に定めていない。	C
	3 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しなければならない。	1 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。	1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第37条第3項） 2 市条例第75号第51条第3項 3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」Ⅶ	1 身体的拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由等について、個別支援計画に記載がない。 2 身体的拘束等を行うに当たって、その態様及び時間、緊急やむを得ない理由について、利用者やその家族に説明し、了解を得ていない。 3 身体的拘束等を行ったにもかかわらず、身体的拘束等の状況の記録を作成していない。 4 身体的拘束等を行った際の、その態様、時間又は利用者の心身の状況を具体的に記録していない。	C C C C
	4 施設等は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる措置を講じなければならない。 (1)身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3)従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	1 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 3 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第37条第4項） 2 市条例第75号第51条第4項	1 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催していない。 2 委員会の開催について、従業者に十分に周知していない。 1 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。 1 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない。	C C C C
	5 上記3又は4に規定する基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。	1 上記3又は4に規定する基準を満たしているか。	1 障発1031001号通知第二の1（12）	1 上記3又は4に規定する基準を満たしていない。	C
	1 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。	1 障害者虐待の疑われる行為が行われているか。	1 障害者虐待防止法第3条	1 利用者に対し、虐待が疑われる行為が行われていた。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)虐待防止等の措置	1 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講じなければならない。		1 障害者虐待防止法第15条		
	2 施設等は、虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程に定めなければならない。	1 虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程に定めているか。	1 市条例第73号第74条第9号、第96条第11号、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第96条第11号）、第209条第7号、第219条 準用（第209条第7号） 2 市条例第75号第43条第12号 3 最低基準（社会参加支援施設）第20条第6号準用	1 虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程に定めていない。	C
	3 施設等は、虐待の発生及び再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じなければならない。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことも可）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	1 虐待防止に係る委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に十分周知しているか。 2 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施しているか。 3 委員会や研修を適切に実施するための担当者を置いているか。 4 虐待防止マニュアル、規程等を作成しているか。	1 市条例第73号第3条第3項及び第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第43条） 2 市条例第75号第3条第3項及び 3 最低基準（社会参加支援施設）第2条第4項 4 平成29年3月厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」Ⅲ	1 虐待防止に係る委員会を定期的に開催していない。 2 委員会の開催結果について、従業者に十分に周知していない。 1 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していない。 1 委員会や研修を実施するための担当者を置いていない。 1 虐待防止マニュアル、規程等を作成していない	C C C C C
	4 施設等は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。	1 自ら権利を擁護することが困難な利用者について、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めているか。	1 市条例第73号第3条第4項 2 市条例第75号第3条第4項 3 平成29年3月厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」Ⅲ	1 関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めていない。	B
(3)虐待に係る通報	1 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを区市町村に通報しなければならない。	1 虐待を受けたと思われる障害者を発見したときに、速やかに区市町村に通報しているか。	1 障害者虐待防止法第16条第1項	1 虐待を受けたと思われる障害者を発見したときに、速やかに区市町村に通報していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 0 社会生活上の便宜の供与等 (1)レクリエーション行事の実施 (2)行政機関に対する手続等の代行 (3)家族との連携 (4)地域生活移行支援 ア 地域生活移行の検討	5 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）事業者並びに指定障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該施設等の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。	1 利用者の負担により、当該施設等の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	1 市条例第73号第141条第4項、第158条、第176条、第191条、第196条 準用(第141条第4項) 2 市条例第75号第28条第4項	1 利用者の負担により、従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせている。	C
	1 指定療養介護事業者及び指定障害者支援施設は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。	1 利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。	1 市条例第73号第70条第1項 2 市条例第75号第36条第1項	1 利用者のためのレクリエーション行事を行っていない。	B
	1 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。	1 郵便、証明書等の交付申請等利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等の代行について、その都度利用者等の同意を得た上で行っているか。	1 市条例第75号第36条第2項	1 行政機関に対する手続等を代行する場合、その都度利用者等の同意を得ていない。	C
		2 金銭に係る手続等については、書面等による事前の同意、代行後その都度本人の確認を得ているか。	1 障発 0126001 号通知第三3（29）②	1 金銭に係る手続等について、書面等をもって事前に同意を得ていない。 2 金銭に係る手続等について、代行後、その都度本人に確認を得ていない。	C
	1 指定療養介護事業者及び指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。	1 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めているか。	1 市条例第73号第70条第2項 2 市条例第75号第36条第3項	1 利用者の家族に対し、施設の会報の送付、施設等が実施する行事等への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族が交流できる機会を確保するよう努めていない。	B
				2 利用者と家族の面会の場所や時間等について、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めていない。	B
	1 サービス管理責任者は、利用者が事業所又は施設を退所して自立した日常生活を送ることが可能かどうか定期的に検討しなければならない。	1 居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しているか。	1 市条例第73号第66条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第66条）、第205条、第219条 準用（第205条）	1 居宅において日常生活を営むことができるかどうか定期的に検討していない。	C
	2 また検討に当たっては、従業者がチームを組んで協議しなければならない。	1 従業者がチームを組んで協議しているか。	2 市条例第75号第25条	1 関係従業者の間で定期的に協議していない。	B
	3 利用者の状況に応じ、地域生活に移行できるよう、段階的に通所、訪問等のサービスを組み合わせるとともに、就労移行支援事業所等の他の日中活動サービス事業者と連携し、地域生活への移行等に必要な調整を行わなければならない。 （機能訓練、生活訓練）	1 地域生活移行のため、段階的に通所、訪問等サービスを組み合わせ、また他の日中活動サービス事業者と連携し、地域生活移行等に必要な調整を行っているか。	1 市条例第73号第142条、第158条 準用（第142条）	1 地域生活移行のために必要な調整を行っていない。	C
	4 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえて、個別支援計画に沿って訓練を実施するよう努めなければならない。（機能訓練、生活訓練）	1 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえて、個別支援計画に沿った訓練が実施されているか。		1 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえた訓練になっていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
イ 退所支援	施設等は、利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図る必要がある。	1 利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、必要な生活相談、助言、援助等を行っているか。	1 市条例第73号第67条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条準用（第67条） 2 市条例第75号第26条第1項	1 円滑な退所のための援助を行っていない。 2 利用者の意向や希望を勘案せず、一方的である。	B C
ウ 自立生活援助	1 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。	1 おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問し、必要な援助等を行っているか。	1 市条例第73号第217条	1 おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問し、必要な援助等を行っていない。	C
	2 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。	1 利用者からの通報があった場合に、居宅への訪問等による状況把握を行っているか。	1 市条例第73号第218条第1項	1 居宅への訪問等による状況把握を行っていない。	C
	3 指定自立生活援助事業者は、上記の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。	1 上記の状況把握を踏まえ、家族や関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。	1 市条例第73号第218条第2項	1 家族や関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じていない。	C
	4 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。	1 適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保しているか。	1 市条例第73号第218条第3項	1 利用者との常時の連絡体制を確保していない。 2 利用者との常時の連絡体制が不適切である。	C B
1 1 相談及び援助 (1)一般生活相談	1 指定障害者支援施設は、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる利用者に対し、希望等を勘案した上で、退院後再び施設を利用できるよう、退院の手続等、適切な便宜を供与する必要がある。	1 おおむね3月以内に退院することが見込まれる利用者に対し、適切な便宜を供与しているか。	1 市条例第75号第39条	1 必要な相談体制がとられていない。 2 相談への助言指導が不十分である。	C B
(2)入院期間中の取扱い	2 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によらなければならない。	1 3月以内に退院できるかどうか、医療機関に確認しているか。	1 障発 0126001 号通知第三3（32）①	1 退院後再び施設障害福祉サービスが利用できるよう、適切な便宜を供与していない。 2 退院の見込みを医療機関に確認していない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
１２ 援護の実施者との連携 (1)連携状況	１ 利用者の自立更生のためには、区市町村との連携は不可欠なものである。	１ 入退所の際及び障害福祉サービスの提供に当たっての検討を、区市町村との連携のもと行っているか。	１ 市条例第７３号第８２条、第１００条、第１４３条、第１５８条、第１７６条、第１９１条、第１９６条、第２１１条、第２１９条 準用（第１７条） ２ 市条例第７５号第１６条	１ 入退所や施設支援の提供に当たっての検討を区市町村との連携のもと行っていない。	C
	２ 福祉サービスに係る会議等において、区市町村の参加を求めるとともに、支援目標の設定等、必要に応じ意見を求めること。	１ 区市町村が、福祉サービスに係る会議等に参加できる体制を確保しているか。		１ 区市町村が、福祉サービスに係る会議等に参加できる体制がない。	B
	(2)報告・通知状況				
	１ 施設等は、受給者証記載事項について、遅滞なく区市町村に報告しなければならない。	１ 入退所の際、受給者証記載事項を遅滞なく区市町村に報告しているか。	１ 市条例第７３号第５９条、第１００条、第１４３条、第１５８条、第１７６条、第１９１条、第１９６条、第２１１条、第２１９条 準用（第１０条第３項） ２ 市条例第７５号第９条第３項	１ 受給者証記載事項を区市町村に報告していない。	C
	２ 利用者が不正行為等により、自立支援給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して区市町村に通知しなければならない。	１ 利用者が不正行為等により、自立支援給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して区市町村に通知しているか。	１ 市条例第７３号第７２条、第９５条、第１４３条、第１５８条、第１７６条、第１９１条、第１９６条 準用（第９５条）、第２１１条、第２１９条 準用（第２９条） ２ 市条例第７５号第４１条	１ 利用者の自立支援給付の不正受給について、区市町村に意見を付して通知していない。	C
１３ 秘密保持等	１ 施設等の管理者及び従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	１ 管理者及び従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を遵守しているか。	１ 市条例第７３号第８２条、第１００条、第１４３条、第１５８条、第１７６条、第１９１条、第１９６条、第２１１条、第２１９条 準用（第３８条第１項） ２ 市条例第７５号第５２条第１項	１ 管理者及び従業者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を遵守していない。	C
				２ 施設内の共用部の従業者以外の利用者等の手が届く位置に利用者の個人情報に記載した帳簿を置いている。	C
				３ 従業者以外の利用者等の目に付く位置に、個人情報を記載した掲示物がある。	C
				４ 面会簿が個人ごと、面会ごとになっておらず、面会履歴が第三者にわかる状態になっている。	C
	２ 施設等は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	１ 従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	１ 市条例第７３号第８２条、第１００条、第１４３条、第１５８条、第１７６条、第１９１条、第１９６条、第２１１条、第２１９条 準用（第３８条第２項） ２ 市条例第７５号第５２条第２項	１ 従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべきことを、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講じていない。	B
	３ 施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。	１ 他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又は家族から同意を得ているか。	１ 市条例第７３号第８２条、第１００条、第１４３条、第１５８条、第１７６条、第１９１条、第１９６条、第２１１条、第２１９条 準用（第３８条第３項） ２ 市条例第７５号第５２条第３項	１ 他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報提供を行う場合に、あらかじめ、文書により当該利用者又は家族から同意を得ていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 4 事故対応	1 利用者が安心して福祉サービスの提供を受けられるよう、施設等は、福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 特に、 ① 死亡事故（誤嚥によるもの等） ② 重症事故（転倒・骨折事故等） ③ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの、数日に渡るもの等） ④ 感染症の発生 ⑤ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ⑥ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ⑦ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等） ⑧ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの については、必ず八王子市に報告すること。 2 利用者に対する福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。	1 区市町村、当該利用者の家族等に速やかに連絡・報告しているか。	1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第42条第1項） 2 市条例第75号第57条第1項	1 速やかに連絡・報告をしていない。	C
		2 八王子市への報告対象事故等について、速やかに報告しているか。	1 平成28年5月30日付八王子市福祉部障害者福祉課「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」	1 八王子市に対し、対象事故等を報告していない。	C
		3 事故発生時の対応方法を定めるなどして、適正な措置を講じているか。	1 障発1206001号通知 準用（第三3（27）①） 2 障発0126001号通知第三3（46）①	1 事故発生時の対応方法を定めていない。	C
		4 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じているか。		1 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じていない。	C
		5 事故記録を整備、保存しているか。	1 市条例第73号第81条第2項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第81条第2項）、第210条、第219条 準用（第210条） 2 市条例第75号第60条第2項	1 事故記録を整備、保存していない。	C
		1 速やかに損害賠償を行っているか。	1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第42条第3項） 2 市条例第75号第57条第3項	1 速やかに損害賠償を行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 5 利用者負担額 (1) 自立支援給付費・支給対象サービスの利用者負担額	1 施設等は、利用者に福祉サービスを提供した場合は、支援法第29条に規定する基準により算定した額を利用者から受け取るものとする。	1 契約書に基づき適正に受領しているか。	1 市条例第73号第61条、第88条、第140条、第155条、第176条、第191条、第196条 準用（第140条）、第211条、第219条 準用（第21条） 2 市条例第75号第20条	1 契約書に明記された受領額・受領方法により適正に受領していない。	C
	2 利用者の入院、外泊に係る報酬基準は、1月に8日を限度とする。	1 利用者の入院・外泊等の状況を把握し、適切な金額を請求しているか。		1 利用者の入退院の状況を把握せず、入院期間中の不要額を受領している。	B
	3 利用者負担額について、利用者の負担軽減を図る観点から支給決定障害者等の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとしている。	1 全利用者について、所得区分、月額上限負担額を把握しているか。		1 全利用者について、所得区分、月額上限負担額を把握していない。	C
	4 利用者負担軽減措置は、利用者本人の申請に基づいて行われる。そのため、利用者への制度の周知、申請を促す等の支援を行う必要がある。	1 個別減免、補足給付、社会福祉法人減免（実施する場合）の申請支援は行われているか。		1 負担軽減措置の申請支援がなされていない。	C
	5 施設等は、利用者負担として金銭の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しなければならない。	1 利用者負担額を受領した際は、領収証を交付しているか。	1 市条例第73号第61条第4項、第88条第5項、第140条第5項、第155条第6項、第176条、第191条、第196条 準用（第140条第5項）、第211条、第219条 準用（第21条第4項） 2 市条例第75号第20条第5項	1 利用者には、領収証を交付していない。	C
	6 施設等は、区市町村から介護給付費・訓練等給付費・補足給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知しなければならない。	1 代理受領方式により、区市町村から介護給付費・訓練等給付費・補足給付費等の支給を受けた場合、利用者にもその額を通知しているか。	1 市条例第73号第63条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第23条） 2 市条例第75号第22条	1 代理受領方式の場合、当該利用者に係る介護給付費・訓練等給付費・補足給付費等の額を通知していない。	C
	7 法定代理受領を行わない施設等は、福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付しなければならない。	1 償還払い方式の場合、サービス提供証明書を交付しているか。		1 償還払い方式の場合、必要事項を記載したサービス提供証明書を交付していない。	C
(2) その他のサービスに関わる利用者負担額	1 施設等により行われる便宜であっても、福祉サービスとは関係のないもの（利用者の事情により必要となる嗜好品、贅沢品の購入等）及び、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものは、利用者負担としてかまわない。	1 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲を一定のルールのもと、適正に定めているか。	1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第20条） 2 市条例第75号第19条 3 障発1206001号通知第三の3（10） 4 障発0126001号通知第三の3（12）	1 施設等で負担すべき費用を利用者に負担させている。 2 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲を、一定のルールのもと、適正に定めていない。	C C
	2 利用者に求める金銭の支払の範囲については、一定のルールを定め、契約書に記載するなどして利用者の同意を得ておく必要がある。	1 利用者に金銭の支払を求める場合、用途・金額・理由・支払方法等を書面で明らかにし、利用者の同意を得ているか。		1 利用者負担となるサービス内容・費用等について、書面により明らかにし、利用者の同意を得ていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3)現金	8 支出は、出金依頼書に基づいて行う。	1 出金依頼書は作成されているか。		1 出金依頼書に基づき処理していない。	C
	9 受払状況は、証憑書類（依頼書、通帳、受領書、領収書等）により明確にする必要がある。	1 受払状況が証憑書類により明確になっているか。		1 証憑書類を整備していない。 2 預り金の返還時に受領書を徴していない。	C C
	10 預り金等管理台帳（総括表・個別表）及び現金出納簿を責任者が定期的に確認しなくてはならない。	1 預り金等管理台帳及び現金出納簿を責任者が定期的に確認しているか。		1 預り金等管理台帳等を責任者が定期的に確認していない。	C
	1 現金を預かる場合も、管理規程において定める必要がある。留意すべき事項は、(2)とほぼ相違ない。	1 現金出納簿を適正に作成しているか。		1 現金出納簿を作成していない。 2 現金出納簿の整備が不十分である。	C B
	2 事故の危険性を考慮し、限度額を定める必要がある。	1 現金は多額になっていないか。 2 収支状況を定期的に利用者又は家族に報告しているか。		1 現金が多額になっている。 1 収支状況を定期的に利用者又は家族に報告していない。	C C
(4)本人支給金	本人支給金については、帳簿の記入等により、支給状況を明らかにする必要がある。	1 現金出納簿を適正に作成しているか。		1 現金出納簿を作成していない。	C
(5)自己管理	1 自主性の尊重及び自立支援の観点から、利用者本人による管理を原則とする。	1 本人、家族による管理が可能な者まで、一律に施設等が管理していないか。		1 本人、家族による管理が可能な者まで、一律に施設が管理している。	C
	2 金銭の自己管理について支援を行う場合には、保管場所が確保される必要がある。	1 自己管理のために必要な保管場所の確保等の配慮があるか。		1 自己管理のために必要な保管場所を確保していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 7 遺留金品等 (1)遺留金品の把握	遺留金品の所有権は民法上利用者本人（本人死亡の場合はその相続人）にあり、施設が勝手に処分することは許されない。	1 遺留金品の把握を漏れなく行っているか。		1 遺留金品の把握が不十分である。	C
(2)援護の実施者への報告・処理	遺留金品については、援護の実施者に報告し、その指示に従う。	1 遺留金品の状況を援護の実施者に報告し、その指示に従って処理しているか。 2 遺留金品の処理に遅滞はないか。		1 速やかに援護の実施者に報告していない。 2 援護の実施者の指示に基づく処理を行っていない。 1 処理に著しい遅滞がある。	C B B
(3)処理状況の記録	遺留金品の処理経過については、退所の経過と相まって、記録に残す等により、明確にしておくことが望ましい。	1 処理経過について、ケース記録に記入するなど明確になっているか。	1 市条例第 7 5 号第 6 0 条第 2 項	1 処理経過を明確に記録していない。	B
(4)退所者金品	1 退所者金品とは、利用者が所持又は事業者及び施設等に預けていた金品で、退所の際、利用者又は家族等に、適切に引き渡さなければならない。 2 処理状況は、退所の経過と相まって、記録に残す等により、明確にしておくことが望ましい。	1 退所者の金品の把握を漏れなく行っているか。 1 預り金の返還等の処理状況について、ケース記録に記入するなど明確になっているか。		1 退所者金品の把握が不十分である。 1 処理状況を明確に記録していない。	B B
(5)残留金品	1 残留金品とは、利用者が所持又は事業者及び施設等に預けていた金品で、利用者が行方不明のため、施設に残留しているものをいう。 2 保管状況は、記録に残す等により、明確にしておくことが望ましい。	1 残留金品の把握を漏れなく行っているか。 1 残留金品の保管状況はケース記録に記入するなど明確になっているか。		1 残留金品の把握をしていない。 1 保管状況を明確に記録していない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 8 食事 (1) 食事の提供	1 指定障害福祉サービス事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。	1 指定障害福祉サービス事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明しているか。 2 指定障害福祉サービス事業者が食事の提供を行っている場合、その内容及び費用に関して、文書により事前に説明を行い、当該利用者から文書により同意を得ているか。	1 市条例第 7 3 号第 9 3 条第 1 項、第 1 4 3 条、第 1 5 8 条、第 1 7 6 条、第 1 9 1 条、第 1 9 6 条 準用（第 9 3 条第 1 項） 1 市条例第 7 3 号第 9 3 条第 1 項、第 1 4 3 条、第 1 5 8 条、第 1 7 6 条、第 1 9 1 条、第 1 9 6 条 準用（第 9 3 条第 1 項） 2 平成 18 年 9 月 29 日厚労省告示第 545 号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」一、イ及びロ	1 重要事項説明等において、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明していない。 1 利用者に対し食事の提供を行っているが、あらかじめ、その内容及び費用に関して、文書により事前に説明を行っていない。 2 利用者に対し食事の提供を行っているが、食事の提供について、当該利用者から文書による同意を得ていない。	C C C
	2 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由なく、食事の提供を拒んではない。	1 施設入所支援を提供する指定障害者支援施設は、正当な理由なく食事の提供を拒んでいないか。	1 市条例第 7 5 号第 3 5 条第 1 項	1 施設入所支援を提供する指定障害者支援施設が、正当な理由（①明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合、②利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合等）なく、食事の提供を拒んでいる。	C
	3 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。	1 指定障害者支援施設が食事の提供を行っている場合、その内容及び費用に関して、文書により事前に説明を行い、当該利用者から文書により同意を得ているか。	1 市条例第 7 5 号第 3 5 条第 2 項	1 利用者に対し食事の提供を行っているが、あらかじめ、その内容及び費用に関して、文書により事前に説明を行っていない。 2 利用者に対し食事の提供を行っているが、食事の提供について、当該利用者から文書による同意を得ていない。	C C
	4 施設等は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。	1 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 2 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 3 必要な食事摂取基準を確保しているか。	1 市条例第 7 3 号第 9 3 条第 2 項、第 1 4 3 条、第 1 5 8 条、第 1 7 6 条、第 1 9 1 条、第 1 9 6 条 準用（第 9 3 条第 2 項） 2 市条例第 7 5 号第 3 5 条第 3 項	1 嗜好調査を実施していない。 2 残食（菜）調査を実施していない。 3 検食を実施していない。 1 適切な時間に食事の提供を行っていない。	B B C C
		4 指定障害福祉サービス事業所が食事の提供を行う場合において、栄養士等による栄養管理が行われているか。	1 障発第 1206001 号通知第五 3 （ 5 ） ①	1 指定障害福祉サービス事業所が食事の提供を行う場合において、栄養士等による栄養管理が行われていない。	C
		5 指定障害者支援施設が食事の提供を行う場合において、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われているか。	1 障発第 0126001 号通知第三 3 （ 2 8 ） ②	1 指定障害者支援施設が食事の提供を行う場合において、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われていない。	C
		6 食事の提供を外部の事業者へ委託する場合、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行っているか。	1 障発第 1206001 号通知第五 3 （ 5 ） ② 2 障発第 0126001 号通知第三 3 （ 2 8 ） ②	1 食事の提供を外部委託する場合、受託事業者との間で利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に会議を開催するなどして調整を行っていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)調理	5 施設等は、食事の提供を行う場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、栄養士を置く施設等にあつては、この限りでない。	1 栄養士を置かない場合、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	1 市条例第73号第93条第4項、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第93条第4項） 2 市条例第75号第35条第5項	1 栄養士を置かないにもかかわらず、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めていない。	B
	6 特定給食施設（①給食施設の利用者がほぼ同一人と推定される②週1日以上かつ、それが1カ月以上継続している③その給食数が1回100食以上又は1日250食以上である、以上の要件を満たす給食施設）の設置者は、健康増進法施行細則第3条により、給食開始等の届出を、また第6条により給食施設の管理者は給食の報告（栄養報告）を都に対し行わなければならない。 また、特定給食施設においては、健康増進法等に定める栄養管理を行わなければならない。	1 特定給食施設は、給食開始等の届出、給食の報告（栄養報告）を行っているか。 2 特定給食施設の管理者は、健康増進法等に定める栄養管理を行っているか。	1 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）第20条第1項 2 健康増進法施行細則（平成15年5月1日規則第153号）第3条、第6条 1 健康増進法第21条 2 健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）第7条、第8条、第9条	1 特定給食施設に当たるにもかかわらず、給食開始等の届出を行っていない。 2 特定給食施設であるにもかかわらず、給食の報告（栄養報告）を提出していない。 1 特別な栄養管理が必要な特定給食施設において、管理栄養士を置いていない。 2 特定給食施設において、管理栄養士又は栄養士を置くよう努めていない。 3 特定給食施設であるにもかかわらず、健康増進法等に定める栄養管理（①利用者の身体の状況等の定期的な把握等②身体の状況等、日常の食事摂取量、嗜好等に配慮した献立の作成③献立表への熱量、栄養成分量の表示④献立表等必要帳簿の作成整備④食品衛生法等に基づく衛生管理）を行っていない。	B B B B
	1 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。	1 予定献立表を作成しているか。 2 実施献立表を作成しているか。	1 市条例第73号第93条第3項、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第93条第3項） 2 市条例第75号第35条第4項	1 予定献立表を作成していない。 1 実施献立表を作成していない。	C C
	2 献立の内容は、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとしなければならない。	1 献立の内容は季節感があり、変化に富んでいるか。 2 献立の内容は、利用者の年齢や障害の特性に配慮したものとなっているか。	1 障発第1206001号通知第五3（5）① 1 障発第0126001号通知第三3（28）③	1 献立の内容が変化に富んでいない。 1 献立の内容に、利用者の年齢や障害の特性への配慮がない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 検食	1 衛生管理及び栄養管理の観点から、適切に検食を実施しなければならない。 検食は、必ず食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じなければならない。	1 検食を食事提供前に行っているか。 2 検食について記録しているか。 3 検食者は複数の従業者が交替で行っているか。	1 令和2年3月31日健健発第0331第2号「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」 1 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 2 平成20年7月7日障企発第0707001号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 1 平成20年3月7日社援基発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	1 検食を食事提供前に行っていない。 1 検食簿等を作成し、検食について記録していない。 2 検食簿等に、具体的内容（検食時刻、検食者、検食結果（味、固さなどの気づいた点）等）が記録されていない。 1 検食が、複数の従業者により交替で行われていない。	C B A A
(4) 調理及び配膳に伴う衛生管理	1 指定障害福祉サービス事業所が食事の提供を行う場合は、適切に衛生管理を行わなければならない。 また、指定障害者支援施設等は、調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めなければならない。 2 社会福祉施設における衛生管理については、大量調理施設（1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）を有する場合に「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理を行わなければならない。 また、大量調理施設以外の調理施設を有する場合においても、可能な限り「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めなければならない。	1 大量調理施設に該当する調理施設において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い衛生管理が図られているか。 大量調理施設に該当しない中小規模調理施設等においても、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めているか。	1 障発第1206001号通知第五3（5）①ウ 2 障発第0126001号通知第三3（28）④ 1 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 2 平成20年7月7日障企発第0707001号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 3 平成9年3月24日衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	1 大量調理施設に該当する調理施設において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い衛生管理が図られていない。 2 大量調理施設に該当しない中小規模調理施設等において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めているか。	C B
ア 検食の保存	1 検食（検査用食品、検査用保存食）は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、－20℃以下で2週間以上保存しなければならない。	1 検食を適切に保存しているか。	1 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 2 平成20年7月7日障企発第0707001号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 3 平成9年3月24日衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	1 検食を保存していない。 2 検食の保存方法、保存期間等が適切でない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
イ 調理従事者等の衛生管理	1 調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に１回以上の検便を受けなければならない。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めなければならない（必要に応じ 10 月から３月にはノロウイルスの検査を含めること）。 2 調理従事者等は、衛生的な生活環境を確保し、また、ノロウイルスの流行期には十分に加熱された食品を摂取する等により感染防止に努め、徹底した手洗いの励行を行うなど自らが施設や食品の汚染の原因とならないように措置するとともに、体調に留意し、健康な状態を保つように努めなければならない。	1 調理従事者等は、定期的な健康診断及び月に１回以上の検便を受けているか。 2 検便検査の検査項目は適正か。 1 調理従事者等の健康チェック等衛生管理点検を日々行い記録し、点検結果を、調理施設の経営者又は施設等の運営管理責任者（以下「責任者」という。）が確認しているか。	1 平成 9 年 3 月 31 日社援施第 65 号「社会福祉施設における衛生管理について」 2 平成 20 年 7 月 7 日障企発第 0707001 号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 3 平成 9 年 3 月 2 4 日衛食第 8 5 号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	1 調理従事者等が、定期的な健康診断を受けていない。 2 調理従事者等が、月に１回以上の検便検査を受けていない。	B B
				1 腸管出血性大腸菌の検査を検便検査の項目に含めていない。 2 10 月から３月の期間において、ノロウイルスの検査を検便検査の項目に含めていない。	B B
				1 調理従事者等の健康チェック等の日々の衛生管理点検を行っていない、または記録していない。 2 調理従事者等の健康チェック等の日々の衛生管理点検結果を責任者が確認していない。	B B
ウ 衛生管理体制の確立	1 責任者は、施設の衛生管理に関する責任者（以下「衛生管理者」という。）を指名し、衛生管理者に点検作業を行わせるとともに、その都度点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認する衛生管理体制を確立し、衛生管理に取り組まなければならない。	1 衛生管理体制を確立し、次の点検作業を定期的に行い記録し、点検結果を責任者が確認しているか。 - 調理施設の点検 - 従事者等の衛生管理 - 原材料の取扱い等 - 検収の記録 - 調理器具等及び使用水 - 調理等過程の記録 - 食品保管時の記録 - 食品の加熱加工の記録 - 配送先記録	1 平成 9 年 3 月 31 日社援施第 65 号「社会福祉施設における衛生管理について」 2 平成 20 年 7 月 7 日障企発第 0707001 号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 3 平成 9 年 3 月 2 4 日衛食第 8 5 号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」	1 調理に関する衛生管理について、点検作業を行っていない。 2 調理に関する衛生管理について、点検項目が不十分である。 3 調理に関する衛生管理について、点検結果を責任者が確認していない。	B（C） B（C） B（C）
(5) 集団給食施設	1 1 回の提供食数が 2 0 食以上の施設の場合、市長に届け出なければならない。	1 集団給食施設の届出をしているか。	1 食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）第 6 8 条第 3 項 準用（第 5 7 条）	1 集団給食施設の届出をしていない。	B
	2 集団給食施設は、食品衛生法等に定める衛生基準に従い、衛生管理に取り組まなければならない。	2 集団給食施設は、衛生管理運営基準を遵守しているか。	1 食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）第 6 8 条第 3 項 準用（第 5 1 条）	1 食品衛生責任者を設置していない。 2 検食を保存していない。	B B
	3 なお、食品衛生法等に抵触する疑いのある事実が見られた場合は、所管の保健所に確認、相談し、その指導、助言を受けるよう指導する。		2 食品衛生法施行規則（昭和 23 年 7 月 13 日厚生省令第 23 号）第 6 6 条の 2（別表第 1 7、第 1 8）	※ 社会福祉施設においては「大量調理施設衛生管理マニュアル」による保存期間、保存方法を求める。 3 その他、食品衛生法等に定める衛生基準を遵守していない。	B

※（C）は大量調理施設の場合

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6)調理業務委託	1 調理業務は、施設等自らが行うことが望ましいが、調理業務を委託する場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができる。	1 施設等の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により食事サービスの質が確保されているか。	1 昭和 62 年 3 月 9 日社施第 38 号「保護施設等における調理業務の委託について」	1 利用者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示していない。 2 献立表が栄養基準及び献立の作成基準どおり作成されているか事前に確認していない。 3 施設等が検食を行っていない。 4 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していない。 5 嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努めていない。	B B B B B
	2 調理業務を委託する場合、施設等が自ら実施すべき栄養管理、衛生管理等の業務を担当させるために、栄養士を配置しなければならない。	1 施設等に栄養士が配置されているか。		1 施設等に栄養士が配置されていない。	C
	3 施設等が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、事業所及び施設等と受託業者との業務分担を明確にした契約書を取り交わすこと。	1 契約内容、受託業者との業務分担を明確にした契約書を取り交わしているか。		1 契約書上、契約内容、受託業者との業務分担が不明確である。	B
1 9 健康管理					
(1)日々の健康管理	1 施設等は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。	1 常に利用者の健康状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。	1 市条例第 7 3 号第 9 4 条、第 1 4 3 条、第 1 5 8 条、第 1 7 6 条、第 1 9 1 条、第 1 9 6 条 準用（第 9 4 条） 2 市条例第 7 5 号第 3 7 条第 1 項	1 医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者としていない。 2 利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じていない。	C C
	2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年、定期的に 2 回以上健康診断を行い、利用者の健康状態を適切に把握しなければならない。	1 毎年、定期的に 2 回以上健康診断を行っているか。 2 利用者の健康診断の実施結果を記録又は保管しているか。	1 市条例第 7 5 号第 3 7 条第 2 項	1 毎年、定期的に 2 回以上健康診断を実施していない。 1 利用者の健康診断の実施結果を記録又は保管していない。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)褥瘡予防対策	1 褥瘡のハイリスク者に対しては、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、発生を予防するための体制を整備しなければならない。	1 褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い利用者）に対し、計画的に褥瘡予防に取り組んでいるか。 2 褥瘡を有する利用者に対し、治療の支援及び日常的な介護を適切に行っているか。		1 個別支援計画等で褥瘡予防のための計画を作成していない。 2 褥瘡予防のための寝具の使用、適切な体位交換、スキンケア、栄養ケアの実施等褥瘡予防に取り組んでいない。 1 褥瘡を有する利用者に対し、治療の支援及び日常的な介護を適切に行っていない。	B B B
(3)協力医療機関	1 利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めなければならない。 3 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、施設等から近距離にあることが望ましい。	1 協力医療機関を定めているか。 1 協力歯科医療機関を定めているか。 1 協力医療機関、協力歯科医療機関は施設等から近距離にあるか。	1 市条例第73号第98条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第98条） 2 市条例第75号第49条第1項 1 市条例第75号第49条第2項 1 障発第1206001号通知第五3（10） 2 障発第0126001号通知第三3（40）	1 事故や利用者の疾病に対応するために、必要な診療科目を備えた協力医療機関を確保していない。 1 協力歯科医療機関を定めていない。 1 協力医療機関、協力歯科医療機関が、施設等から離れている。	C C B
(4)生活支援員等によるたんの吸引等の行為の実施	1 たんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）は医療行為に該当するため、医師法等により医師または看護職員のみが実施可能な行為であるが、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正（改正法施行日平成24年4月1日）により、介護福祉士（平成28年1月の国家試験合格者以降が対象）及び一定の研修を受けた介護職員等も、一定の条件のもと、たんの吸引等の行為を実施できるようになった。 この場合、社会福祉士及び介護福祉士法等関係法令に従い実施しなければならない。	1 生活支援員等がたんの吸引等を実施している場合、「認定特定行為業務従事者」として認定を受けた者が従事しているか。 2 施設は「登録特定行為事業者」として登録しているか。 3 たんの吸引等の業務の実施体制（業務方法書の作成、医師の文書による指示、実施状況報告書の作成・医師への提出、医師の指示を踏まえた実施計画書の作成、緊急時対応体制の確保等）を整備しているか。	1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）第48条の2及び同法附則第3条第1項 1 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3 1 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）第26条の3	1 「認定特定行為業務従事者」として認定を受けた生活支援員等が実施していない。 1 施設が「登録特定行為事業者」としての登録をしていない。 1 たんの吸引等の業務の実施体制を整備していない。	B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
２０ 衛生管理等 (1)衛生管理	１ 施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。	１ 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	１ 市条例第７３号第７８条第１項、第９７条第１項、第１４３条、第１５８条、第１７６条、第１９１条、第１９６条 準用（第９７条第１項） ２ 市条例第７５号第４８条第１項 ３ 最低基準（社会参加支援施設）第２３条第１項準用	１ 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じていない。	C
	２ 指定療養介護事業者は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	１ 医薬品及び医療機器の管理が適正に行われているか。	１ 市条例第７３号第７８条第１項	１ 医薬品及び医療機器の管理が適正に行われていない。	C
	３ 施設等は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。	１ 健康管理等に必要となる機械器具等の管理が適正に行われているか。	１ 市条例第７３号第９７条第１項、第１４３条、第１５８条、第１７６条、第１９１条、第１９６条 準用（第９７条第１項） ２ 市条例第７５号第４８条第１項 ３ 最低基準（社会参加支援施設）第２３条第１項準用	１ 健康管理等に必要となる機械器具等の管理が適正に行われていない。	C
	(2)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止	１ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る委員会を定期的に開催しているか。	１ 市条例第７３号第７８条第２項、第９７条第２項、第１４３条、第１５８条、第１７６条、第１９１条、第１９６条 準用（第９７条第２項）	１ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る委員会を定期的に開催していない。	B
		２ 会議の開催結果について、従業者に十分に周知しているか。	２ 市条例第７５号第４８条第２項 ３ 障発第 1206001 号通知第四３（２０） ４ 障発第 0126001 号通知第三３（３９）	１ 会議の開催結果について、従業者に十分に周知していない。	B
		３ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		１ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。	B
		４ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。		２ 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止について、マニュアル等により定めているが、内容が不十分である。	A
		５ 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えているか。	１ 障発第1206001号通知第四の３（２０）①、第五の３（９） ２ 障発第0126001号通知第三の３（４０）	１ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施していない。	B
		６ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	１ 障発第1206001号通知第四の３（２０）①、第五の３（９）	１ 手指を洗浄するための設備や衛生用品の整備が不十分である。	B
				２ 衛生用品の用意を従業者に負担させている。	C
				１ 施設内の適温の確保に努めていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
		7 職員及び利用者に対して手洗いやうがいを行なうなど衛生教育の徹底を図っているか。 8 インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染対策、レジオネラ症対策等については、国、都等から発出した通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	1 平成 17 年 2 月 22 日社援発第 0222002 号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」 8 1 令和 3 年 1 月 5 日健感発 1 1 0 5 第 2 号「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」 2 平成 19 年 8 月 8 日健感発第 0808001 号・食安監発第 0808004 号「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」 3 平成 21 年 8 月 4 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課等事務連絡「腸管出血性大腸菌感染症の予防対策について」 4 平成 15 年 7 月 25 日社援基発第 0725001 号「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」 5 平成 19 年 12 月 26 日障企発第 1226001 号等「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」	1 職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育を行っていない。 2 職員を対象とした衛生管理に関する研修を、年 1 回以上行っていない。 1 国、都等から発出された通知内容に基づいたインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染対策、レジオネラ症対策、ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策を講じていない。	B B B
	2 社会福祉施設等の施設長は、次の①、②又は③の場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じなければならない。 ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合 ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合	1 報告義務を要する規模の感染症又は食中毒が発生した場合、迅速に区市町村の社会福祉施設等主管部局及び保健所に、迅速に報告しているか。	1 平成 17 年 2 月 22 日社援発第 0222002 号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」 4	1 報告義務を要する規模の感染症又は食中毒が発生したにもかかわらず、区市町村の社会福祉施設等主管部局に報告していない。 2 報告義務を要する規模の感染症又は食中毒が発生したにもかかわらず、保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じていない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
２１ 利用者の生活環境等の確保	指定基準を確保するのみならず、利用者にとって安全・快適で、できる限り居宅に近い生活環境を整える必要がある。 面積、数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮する。	１ できる限り居宅に近い生活環境の整備に努めているか。	１ 市条例第７３号第５５条、第８３条、第１５０条、第１６５条、第１７７条、第１９２条	１ できる限り居宅に近い生活環境の整備に努めていない。	B
		２ 車椅子・歩行器等福祉器具の確保など利用者の特性に応じた配慮があるか。	２ 市条例第７５号第３条、第７条、第４８条	１ 利用者の特性に応じた配慮がない。	B
		３ 利用者が、安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。	３ 市条例第７４号第３条、第４条、第５条	１ 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっていない。	B
		４ 施設内の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切か。	４ 市条例第７６号第３条、第４条、第１０条	１ 施設・設備管理が不適切である。	B
		５ 居室、静養室、便所等必要な場所にブザー又はこれに代わる設備を設置しているか。 （指定障害者支援施設等）	５ 最低基準（社会参加支援基準）第２条、第３条	１ ブザー又はこれに代わる設備を必要な場所に設置していない。又はこれらが作動しない。	C
		６ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。 （指定障害者支援施設等）		１ 必要な場所に常夜灯を設置していない。	B
		７ 誤飲事故を防止するために、消毒液や洗剤等の保管は適切か。		２ 常夜灯が点灯しない。	B
		８ 居室、便所等必要な場所でのカーテンや相談室の間仕切り等、プライバシーに配慮しているか。	１ 市条例第７３号第３条第２項 ２ 市条例第７５号第３条第２項	１ 消毒液や洗剤等の保管が適切でない。	C
２２ 就労・生産活動 (1) 就労の機会の提供 （就労継続支援Ａ型）				１ 利用者のプライバシーに配慮していない。	C
ア 雇用契約の締結等	１ 指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない（就労継続支援Ａ型（雇用契約有））。ただし、利用者のうち就労継続支援Ｂ型の支援を提供する者に対しては、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援Ａ型を提供することができる（就労継続支援Ａ型（雇用契約無））。	１ 指定就労継続支援Ａ型の利用者と雇用契約を締結しているか。 （就労継続支援Ａ型（雇用契約有））	１ 市条例第７３号第１８２条第１項、第２項 ２ 障発第 1206001 号通知第十一 ３（２）	１ 指定就労継続支援Ａ型の利用者と雇用契約を締結していない（就労継続支援Ａ型（雇用契約有））。	C
	２ 同一事業所内に、雇用契約を締結して指定就労継続支援Ａ型の提供を受ける利用者（以下「Ａ型利用者（雇用有）」という。）、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援Ａ型の提供を受ける利用者（以下「Ａ型利用者（雇用無）」という。）及び指定就労継続支援Ｂ型利用者（以下「Ｂ型利用者」という。）がいる場合、それぞれの作業内容及び作業場所を区分するなどして、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう、配慮しなければならない。	１ 同一事業所内に、Ａ型利用者（雇用有）、Ａ型利用者（雇用無）及びＢ型利用者がいる場合、それぞれの作業内容、作業場所を明確に区分しているか。	１ 平成 18 年 10 月 2 日障障発第 1002003 号「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」 １（３）ア	１ 同一事業所内に、Ａ型利用者（雇用有）、Ａ型利用者（雇用無）及びＢ型利用者がいる場合、それぞれの作業内容、作業場所を区分していない（混在して作業が行われている）。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
イ 労働基準関係法令の遵守	1 A型利用者（雇用有）は、労働基準法上の労働者であることから、雇用するに当たっては、労働基準関係法令を遵守すること。	1 労働条件や服務規律を就業規則に定めているか。 2 労働条件を明示しているか。 3 労働条件通知書等労働条件を示した書面を交付しているか。 4 法定帳簿を整備しているか。 5 その他、労働基準関係法令を遵守しているか。	1 平成 18 年 10 月 2 日障障発第 1002003 号「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」 1 （１）ア	1 A型利用者（雇用有）に適用する労働条件や服務規律が就業規則に定められていない。 1 雇用契約を締結する際に、労働条件を明示していない。 1 労働条件通知書等の書面交付により明示すべき労働条件について、書面を交付していない。 1 A型利用者（雇用有）に関する法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を整備していない。 1 その他、労働基準関係法令を遵守していない。	B B B B B
ウ 就労の機会の提供	1 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。 2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。	1 就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しているか。 1 利用者の障害の特性等を踏まえた工夫をしているか。 1 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努め、その希望を踏まえたものとしているか。	1 市条例第 7 3 号第 1 8 3 条第 1 項 1 市条例第 7 3 号第 1 8 3 条第 2 項 1 市条例第 7 3 号第 1 8 3 条第 3 項	1 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮していない。 1 利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っていない。 1 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努め、その希望を踏まえたものとしていない。	B B B
エ 賃金の支払	1 指定就労継続支援A型事業者は、A型利用者（雇用有）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。 2 A型利用者（雇用有）に対しては、最低賃金法に基づき国が定める最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 なお、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金の減額の特例が認められている。	1 A型利用者（雇用有）については、雇用契約上の賃金を支払っているか。 1 A型利用者（雇用有）に対し、最低賃金法に基づき国が定める最低賃金額以上の賃金を支払っているか。 2 最低賃金未満の賃金を支払っている場合、最低賃金の減額の特例許可手続を行っているか。	1 市条例第 7 3 号第 1 8 4 条第 1 項 1 最低賃金法第 4 条 1 最低賃金法第 7 条	1 A型利用者（雇用有）に対し、雇用契約上の賃金を支払っていない。 1 A型利用者（雇用有）に対し、最低賃金法に基づき国が定める最低賃金額以上の賃金を支払っていない。 ※ 東京都最低賃金（地域別最低賃金）時間額 9 5 8 円（平成 29 年 10 月 1 日から適用） 1 最低賃金の減額の特例許可を受けていない。	C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)生産活動支援	3 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。	1 生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっているか。	1 市条例第73号第184条第2項	1 生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていない。	C
	4 賃金等の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。	1 賃金等の支払いに自立支援給付を充てていないか。	1 市条例第73号第184条第6項	1 賃金等の支払いに自立支援給付を充てている。	C
	1 利用者の意向、能力に応じて選択できるよう、できるだけ多数の作業種目を実施すること。	1 利用者の意向、能力に応じて作業種目の選択の幅を広げているか。 2 必要に応じて作業種目の見直しを行っているか。	1 市条例第73号第90条、第176条、第196条 準用（第90条） 2 市条例第75号第29条	1 利用者に応じた作業種目を適正に設定していない。 1 作業種目の見直しを行っていない。	B B
	2 作業種目について、その内容及び特質並びに必要なとする身体的要件等を正確に把握し、これにより残存能力の活用を容易にするとともに、設備、工具の改善に努めること。	1 利用者の残存能力を容易に活用できるような作業設備、作業工具の改善に努めているか。		1 利用者に応じた作業設備、作業工具の改善に努めていない。	B
	3 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が、その者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。	1 作業時間、作業量への配慮はあるか。 2 生産活動の安全管理を適切に行っているか。		1 作業時間、作業量が過重な負担である。 1 作業環境の整備、安全管理が不十分である。	B B
(3)職場への定着のための支援の実施	1 利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型)	1 関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。	1 市条例第73号第92条、第143条、第158条 準用（第92条）、第174条、第187条、第196条 準用（第187条） 2 市条例第75号第33条	1 就職後も、相談等の支援を継続していない。	B(C)
	2 利用者が指定就労定着支援を希望する場合には、上記の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、B型)	1 利用者が指定就労定着支援を希望する場合、速やかに指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。		1 指定就労定着支援事業所との連絡調整を行っていない。	B(C)
	3 利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族に対して、当該雇用に伴い生じる生活上の各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。(就労定着支援)	1 支援の提供に当たっては、1月に1回以上、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、利用者を雇用した事業主を訪問し、利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。	1 市条例第73号第207条、第208条	1 1月に1回以上、利用者と対面利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により支援を提供していない。 2 1月に1回以上、雇用先を訪問し、利用者の職場での状況を把握するよう努めていない。 3 支援の提供中に離職し、再就職を希望する利用者に対し、必要な便宜の提供を行っていない。	B B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4)就労支援	1 雇用されることが困難なものに必要な訓練を行い、かつ、職業を提供し、地域で自立して社会生活を行うことができるよう、利用者の特性に応じて適切な指導を行わなければならない。	1 職場実習等（施設外就労等）の支援を適切に行っているか。	1 市条例第73号第172条、第185条、第196条 準用（第185条） 2 市条例第75号第31条	1 職場実習等（施設外就労等）に対する配慮がない。	C
	2 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、利用者が行う求職活動を支援しなければならない。また、利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めなければならない。（就労移行支援、就労継続支援A型、B型）	1 関係他機関と連携しながら、利用者の求職活動支援にあたっているか。 2 利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めているか。	1 市条例第73号第173条、第186条、第196条 準用（第186条） 2 市条例第75号第32条	1 関係他機関と連携しながら、利用者の求職活動支援にあたっていない。 1 利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努めていない。	B C
	3 利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。（就労移行支援）	1 通勤のための訓練を実施しているか。	1 市条例第73号第171条	1 通勤のための訓練を実施していない。	C
(5)収益還元・工賃支払	1 生産活動に従事する者に、生産活動に係る事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	1 収益を適切に利用者に工賃として支払っているか。	1 市条例第73号第91条、第176条 準用（第91条）、第184条、第195条 2 市条例第75号第30条	1 生産活動収入の算出、必要経費の算出を適正に行っていない。	C
		2 工賃支給基準を定めているか。		2 必要経費を控除した金額を、工賃として利用者へ支給していない。	C
		3 工賃支給台帳を整備しているか。		1 工賃支給基準を定めていない。	B
		4 作業能力評価を適切に行っているか。		1 工賃支給台帳を整備していない。	B
		5 評価会議録を作成しているか。		1 利用者の作業能力の評価を、適切に行っていない。	B
		1 工賃の目標水準を設定しているか。また、前年度の工賃の平均額とともに、利用者に通知し、都及び市に報告しているか。		1 評価会議録を作成していない。	B
		2 事業所の平均工賃は、月額3,000円程度の水準を上回っているか。		1 工賃の目標水準を、利用者に通知していない。また、都及び市に報告していない。	C
				2 毎年度の工賃支払平均額を、利用者に通知していない。また、都及び市に報告していない。	C
				1 事業所の平均工賃が、月額3,000円程度の水準を下回っている。	C
(6)就職状況の報告	1 毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。（就労移行支援）	1 前年度の就職者数その他の就職に関する状況等を市に報告しているか。	1 市条例第73号第175条 2 市条例第75号第34条	1 前年度の就職状況を市に報告していない。	C

